

現場の声を

国会に届ける

参議院議員

自見 はなこ

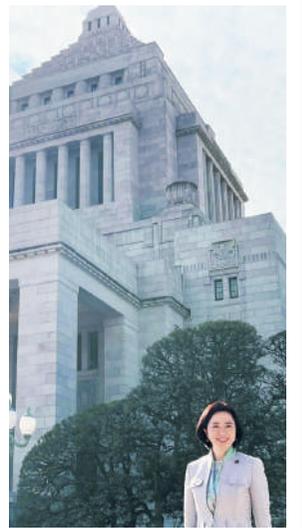


茂松茂人委員長をはじめ、大阪府医師政治連盟の先生方におかれましては、平素より格別のご理解とご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルスのオミクロン株による感染者数増加が著しい中、医療提供体制の維持、自宅待機者の健康

観察、ワクチン接種など献身的にご尽力いただき、改選を迎えることとさせていただいている先生方に深謝いたします。

18年の成育基本法の



2月3日の参議院議員立法以来の課題であった、行政組織の在り方、ワクチン接種やPCR検査の診療報酬、「こども家庭庁」が現場の実態を踏まえ設置法案が今国会で審議され、23年度の設置が目標されています。

24年から医師の時間外労働規制適用開始を前に、スチューデントドクターの法制化やタスクシフト・シェアについて定めた医療法等の改正が昨年成立し、地域医療を守りつつ過重労働を防ぐための働き方改革見直しの議論も本格化してまいりました。

HPVワクチンの

女性が活躍できる

社会へ

参議院議員

松川 るい



茂松茂人委員長をはじめ大阪府医師政治連盟の皆様には、平素よりご高配を賜り心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルスを

日本は国民皆保険制度の下、質の高い医療の提供により世界一の長寿国となりました。

女性活躍推進法



そこで自民党では、人口の半分を占める女性の生涯にわたる健康の包括的支援の実現を目標として、人生100年時代戦略本部に「女性の生涯の健康に関する小委員会」を設置、私は事務局長にご指名

公職選挙法（ネット選挙含む）

公職選挙法における主な選挙違反について

- 金品等の受け渡し**
投票依頼の為にお金や物品を受け渡すこと。
- 飲食物の提供**
投票依頼のため、飲食物を提供(ご馳走)すること。
- 旅費、日当等の支給**
選挙期間中、決起集会等の選挙応援のための会合に交通費、日当等を支給すること。
- 運動員への報酬**
選挙期間中の電話作戦等、選挙運動の対価として報酬を支払うこと。または選挙運動のためにアルバイト等を雇うこと。運動員とは直接、有権者に投票(電話を含む)をお願いする者である。
- 連座制の適用**
候補者本人と意思疎通がある組織幹部や親族等が、上記に関する犯罪行為を行ったと確定した場合本人(当選した場合)の当選が無効とされる。

ネット選挙での公職選挙法

「LINE」は選挙期間中でも有益です!

	候補者	政党	有権者
ホームページ ブログ	○	○	○
SNS (Facebook, Twitter, LINE等)	○	○	○
動画共有 サイト	○	○	○
有料ネット 広告	×	○	×
選挙運動用電子 メールの送信	△※	△※	×
選挙運動用電子 メールの転送	△※	△※	×

LINEは期間中も情報発信が可能。

ウェブサイトのEメールの活用は制限されている。

電子メール

これらの禁止行為は処罰の対象となります!

選挙運動の方法等に関する規制(例)

未成年の選挙運動は禁止されています!

年齢18歳未満の者は、インターネット選挙運動を営む、選挙運動をすることができません(公職選挙法第137条の2、第239条)。インターネットが身近な世代だけに、保護者の監督も重要ですよ。

選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません!

インターネット選挙運動が解禁になっても、選挙運動は、公示告示日から投票日の前日までしか行うことができません(公職選挙法第129条、第239条)。

誹謗中傷・なりすまし等に関する刑罰(例)

候補者に関し虚偽の事項を公開してはいけません!

当選させない目的をもって候補者に関し虚偽の事項を公開し、又は事実をゆがめて公にした者は処罰されます(公職選挙法第235条第2項)。

氏名等を偽って通信してはいけません!

当選させる、もしくは当選させない目的をもって真実に反する氏名、名物または身分の表示をして、インターネットを利用する方法により通信した者は処罰されます(公職選挙法第235条の5)。

悪質な誹謗中傷

悪質な誹謗中傷行為をしてはいけません!

公然と事実を明らかにし、人の名誉を毀損した者は処罰されます(刑法第230条第1項)。事実を明らかにせずとも、公然と人を侮辱した者は侮辱罪により処罰されます(刑法第231条)。

候補者等のウェブサイトを改ざんしてはいけません!

候補者のウェブサイトを改ざんするなど、不正の方法をもって選挙の自由を妨害した者は、選挙の自由妨害罪により処罰されます(公職選挙法第235条第2項)。不正アクセス(不正アクセス行為の禁止等に関する法律第3条、第11条)にも該当します。

候補者に対して、悪質な誹謗中傷をする等、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することのないよう、インターネットの適正な利用に努めて下さい。(公職選挙法第142条の7)

(注) プロバイダ等(プロバイダ、掲示板の管理者等)は、自己の名誉を侵害されたら申出を受けた場合、一定の手続きを経た上で、その文書図画を削除することがあります。

※本資料は概要であり、詳しくは、総務省HPをご覧ください。[ネット選挙運動総務省 検索](#)